

22年度の指導監督等についての対応

指導等の種類	対応
新規個別指導	教育的指導の観点から、全て実施する。20(令和2)年度、21(令和3)年度の未実施分については、22(令和4)年度中の解消に努める。
個別指導	指導大綱に基づき実施する。ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。
集団的個別指導	集合形式により実施する(資料配付、動画配信も可)。なお、22(令和4)年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関は、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合は、24(令和6)年度に高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、23(令和5)年度の実績を見極めた上で実施の可否を判断する。
集団指導 (指定時更新時登録時)	実施する 近畿厚生局では「eラーニング」による実施を検討している。現在、近畿厚生局のHPで模擬視聴できる(～22年3月4日)。
監査	実施する
適時調査	実地での調査を実施する。なお、返還事案が発生した場合の遡及は、原則自己点検を行った21(令和3)年7月以降を対象とする。ただし、自己点検で否となった場合や、基準を満たしていない場合等、自己点検報告が虚偽であることが判明した場合は事実に基づいて返還を求める。

厚労省 2022年度の指導・監督
必要に応じて指導時間を短縮

厚生労働省は1月25日、今年度の指導監督等の実施に関する事務連絡「2022(令和4)年度における指導監督等について」を発出した。

事務連絡は、指導等の実施にあたっては、引き続き十分な感染対策を講ずるよう求めるとともに、必要に応じた「指導時間の短縮等を考慮することや」「地域の実情を十分考慮すること」などと記載されている。

22(令和4)年度に集団的個別指導を受けた医療機関は、24(令和6)年度の点数を理由とする個別指導の対象となるが、23(令和5)年度の実績を見極めた上で実施の可否を判断する。

新規個別指導は昨年10月末の指導再開以来、順

指導再び延期

新規は20年4月開設まで実施か

新型コロナウイルスの影響で指導の延期・再開が繰り返されている。協会が近畿厚生局に確認したところ、オミクロン株の感染拡大をうけ、近畿厚生局管内の指導の延期が決まった(8日現在)。

新規個別指導は昨年10月末の指導再開以来、順次実施される20年4月に開設した医療機関まで選定されている。協会が近畿厚生局に確認したところ、オミクロン株の感染拡大をうけ、近畿厚生局管内の指導の延期が決まった(8日現在)。

次実施される20年4月に開設した医療機関まで選定されている。協会が近畿厚生局に確認したところ、オミクロン株の感染拡大をうけ、近畿厚生局管内の指導の延期が決まった(8日現在)。

歯初診の施設
基準研修会の
開催について

協会は、歯初診の研修会を5月～6月に開催する予定。歯初診は、院内感染防止対策に関する研修を4年に1回以上受講し、受講状況を毎年7月に近畿厚生局に報告する必要がある。研修会の開催日時は決まり次第、新聞等で案内する。





社保研究部は6日、「初診料注1(歯初診)」、「歯科外来診療環境体制加算」の施設基準に係る研修会を開いた。研修はM&Dホールをはじめ、敷地内3会場に分かれて開催し、大西祐一氏(大阪歯科大学口腔科学第二講座准教授)を講師に

87人が参加した。大西氏は、各施設基準を届け出る上で要件となっている▽歯科外来診療の院内感染防止対策▽偶発症に対する緊急時の対応▽医療事故対策などの医療安全対策について解説した。

新興感染症含む研修

歯初診・外来環

新型コロナ関連の各種支援制度

	対象	給付額	申請期間	制度の詳細
事業復活支援金	新型コロナの影響で2021年11月～22年3月のいずれか任意月の売上が、2018年11月～21年3月の同月の売上と比べて30%以上減少した事業者	個人事業者の場合 ・50%減 ：最大50万円 ・30～50%減 ：最大30万円	5月31日まで	
休業等に対する継続・再開支援事業	新型コロナ感染により休業を余儀なくされた大阪府内の医療機関	事業を再開するために必要な経費の半額を補助(上限30万円)	3月31日まで	
雇用調整助成金	売上高が前年同月比5%以上減少し、雇用維持のために従業員に休業手当などを支払う事業者	休業手当などに対する費用のうち、1人あたり1日最大1万1000円	対象となる期間の最終日から2カ月以内	
小学校休業等対応助成金	①小学校や保育施設の休業②子どもが新型コロナウイルスに罹患、濃厚接触等——で従業員に有給の特別休暇を取得させた事業者	1人あたり1日最大1万1000円	・2021年11月～12月分の申請は22年3月31日まで ・2022年1月～3月分の申請は5月31日まで	

傷病への
備え
休業保障
制度

募集期間：4月1日～5月25日
加入日：2022年8月1日

老後への
備え
保険医
年金

募集期間：4月1日～6月25日
責任開始日：2022年9月1日

従業員も
安心
労働保険
事務組合

随時受付

入って安心！保険医協会の共済制度

お問い合わせは共済部 (TEL06-6568-7438) まで

図1 加熱式タバコの構造

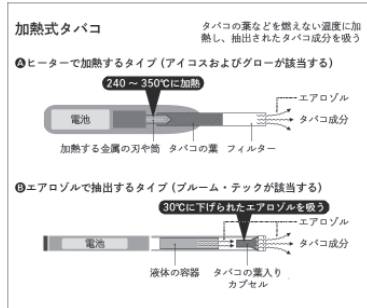
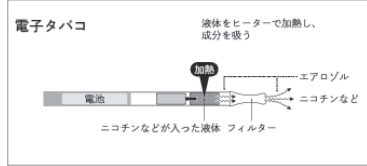


図2 電子タバコの構造



(出典) 朝日新聞社提供の資料に加筆修正

新型タバコとは何か？
加熱式タバコと電子タバコ

本連載では、加熱式タバコや電子タバコといった新型タバコが登場し、加熱式タバコが世界で唯一日本で流行するという「新型タバコ時代」を迎えた日本における禁煙・禁煙支援について伝えていく。

日本はガラパゴス

日本のガラパゴス化はタバコ業界でも起きている。日本では、アイコス(iOS)やグロウ(grow)、プルーム・テック(Plume Tech)、プルーム・エックス(Plume X)といった加熱式タバコが急速に普及してきている。加熱式タバコと電子タバコは、日本ではタバコの葉を用いるかどうかによって法律上の分類が異なっているだけであり、タバコの葉を使っているのが加熱式タバコ、タバコの葉を使っていないのが電子タバコである。

エアロゾルを吸引

加熱式タバコは、従来の紙巻きタバコのようにタバコ葉に直接火をつけるのではなく、タバコ葉に熱を加えてニコチン等を含んだエアロゾルを発生させる方式の新型タバコである(図1)。

アイコス及びグロウ(図1/A)はタバコの葉を含むスティックを240～350℃に加熱し、

新型タバコのサイエンス①

田淵貴大(大阪国際がんセンター・がん対策センター疫学統計部部長補佐)

ニコチン等を含むエアロゾルを発生させ、吸引させる。一方、プルーム・テック(図1/B)では粉末状のタバコ葉を含むカプセルに、グリセロールやプロピレングリコール等を含む溶液を加熱して発生させたエアロゾルを通し、ニコチン等を吸引させる仕組みとなっている。プルーム・テックは電子タバコとよく似た構造をしている。

電子タバコ(図2)では、吸引器に溶液を入れ、コイルを巻いた加熱器で熱し、発生したエアロゾルを吸い込む。溶液には、ニコチンや果物などの匂いの人工香料、グリセリン、プロピレングリコールなどが含まれる。

日本では、ニコチン入りの電子タバコは薬機法(旧薬事法)により販売が禁止されている。ただし、個人的に利用することを目的として海外から輸入することは違反にはならない。ニコチンを含まない電子タバコは消費者製品として扱われ、販売は規制されていない。業界による自主規制はあるものの、電子タバコは未成年でも購入できる状況となっている。

一方、加熱式タバコで使用されるスティック及びカプセルには、いずれもタバコの葉が使用されており、たばこ事業法におけるタバコとして扱われる。

(つづく)

◆ 新型タバコの普及が急速に進むなか、健康への影響が危惧されている。『新型タバコの本当のリスク』(内外出版社)の著者で医師の田淵貴大氏に、新型タバコの危険性について連載してもらう。